橘処理センター維持管理情報

令和8年9月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量（ｔ）
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	2,376.70
	2号炉		3,542.02
	3号炉		5,725.17

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※1に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和8年9月1日　～ 令和8年9月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果※2	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	焼却炉出口	1122	800℃以上
	2号炉		1063	
	3号炉		1108	
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	集じん機入口	192	おおむね 200℃以下
	2号炉		187	
	3号炉		192	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度（ppm）	1号炉	煙突入口	9.0	100ppm以下
	2号炉		6.2	
	3号炉		10.1	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	令和8年9月24日
	2号炉	－
	3号炉	－
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	－
	2号炉	－
	3号炉	－

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを 採取した年月日	測定の結果の 得られた年月日	
	1号炉	－	－	
	2号炉	－	－	
	3号炉	－	－	
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果	基準値
煙突から排出される排ガス中の ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m^3N）	1号炉	煙突	－	0.1
	2号炉		－	
	3号炉		－	
硫黄酸化物濃度（ppm） 【硫黄酸化物排出量（m^3N/h）】	1号炉	煙突	－	- 【15.7】
	2号炉		－	
	3号炉		－	
ばいじん濃度（g/m^3N） （$O_2$１２％換算）	1号炉	煙突	－	0.04
	2号炉		－	
	3号炉		－	
塩化水素濃度（mg/m^3N） （$O_2$１２％換算）	1号炉	煙突	－	150
	2号炉		－	
	3号炉		－	
窒素酸化物濃度（ppm） （$O_2$１２％換算）	1号炉	煙突	－	250
	2号炉		－	
	3号炉		－	

※１　固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※２　測定の結果については、月の平均値とする。